

平成27年度 第2回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成27年10月26日(月) 10:00～11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
田原 緑	会 長 出席
小川 詠二	委 員 出席
荒井 英理子	副会長 出席
矢口 裕子	委 員 出席
岡庭 武利	委 員 欠席
森 宏高	委 員 出席
浅賀 和彦	委 員 出席
事務局	渡辺副部長 鈴木課長補佐兼係長 石山主任 高橋主事 谷口主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	財務課 須賀課長補佐 若木係長 ふくし総合支援課 森参事 稲舂室 長 鈴木主任 小沢課長補佐 子ども支援課 中山係長 市民課 狩集 課長補佐 箕輪係長
<p>1 開会 事務局渡辺参事から開会宣言 10:00開会 会長挨拶</p> <p>2 前回の会議録の署名 田原会長、荒井副会長、浅賀委員が署名</p> <p>3 平成27年度 第1回審議会諮問第3号の追加説明</p> <p>4 審議</p> <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項 諮問第7号～諮問第13号について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 報告第1号～報告第3号について <p>5 事務局連絡事項</p> <p>(1) 三郷市個人情報保護条例の改正について</p> <p>(2) マイナンバー法施行に伴う基幹業務システムとインターネット閲覧環境の分離について</p> <p>(3) 第3回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>6 閉会</p>	

3 平成27年度 第1回審議会諮問第3号の追加説明

事務局：平成27年7月13日開催の第1回個人情報保護審議会でご審議いただきました、諮問第3号ふくし総合支援課所管の自立相談支援に関する業務の外部委託登録につきましては、第1回審議会にて既に承認していただいたところですが、当該業務の外部委託先業者における個人情報の取扱いについて、契約終了後の個人情報の取扱い、個人情報の廃棄の方法、廃棄したことの確認を具体的に規定したものを第2回審議会にて提示することとなっております。

追加説明資料3ページ目の「個人情報取扱に係る仕様書」をご覧ください。この仕様書は、平成27年4月1日契約の三郷市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託契約書に添付されているものです。第8条で外部委託先業者における個人情報の返還及び廃棄についての規定を設けておりますので、ご確認ください。さらに、資料4ページ目の覚書をご覧ください。こちらの覚書は、第1回審議会において委員の皆様にご指示いただきました、「契約終了後の個人情報の取扱い」及び「個人情報を廃棄したことの確認」について規定しております。

今回、皆様のお手元にごございます覚書は取り交わす以前のものでございますが、事務局において覚書が正式に取り交わされていることを確認しておりますのでご了承ください。市及び外部委託先業者共に、個人情報取扱に係る仕様書及び覚書に則り業務を実施してまいります。

4 審議

(1) 諮問事項 諮問第7号から諮問第13号まで事務局から概要説明

事務局：諮問第10号につきましては、当該業務について検討した結果、本人同意の上で収集することとなりましたので、諮問・報告案件ではなく事務局への届出のみの案件となりました。そのため、申し訳ありませんが、諮問第10号につきましては、諮問案件から削除させていただきます。

質疑

浅賀委員： 諮問第11号についてお聞きします。個人情報の登録の内容に団体加入の状況の登録がありますが、団体とは具体的に何を指しているのでしょうか。また、個人情報の登録の内容に血液型、死亡状況は必要ないのでしょうか。

小沢課長補佐： 団体とは避難行動要支援者が加入している町会、自治会を指しています。血液型については避難行動要支援者一人一人の具体的な避難支援計画である個別計画の中に収集する情報として係りつけの医療機関、その医療機関の診察券のナンバーがあります。この2点により避難行動要支援者の傷病等の状況や血液型まで分かる仕組みになっています。死亡状況につきましては、1年に1回行う個別計画の見直しの際に対象者が死亡した事実が分かれば個別計画自体を削除しますので個人情報登録票に登録する必要はないと考えております。

浅賀委員： 同じく諮問第11号についてお聞きします。諮問第11号は災害時の避難行動要支援者の避難支援計画を立てるために個人情報を収集しています。今後、個人番号を利用した災害対策も見込まれると思いますが、個人情報登録票に個人番号の登録はされるのでしょうか。

事務局： 個人番号は税、社会保障、災害対策の3つの用途に限定して利用されるものです。その中で個人番号を利用する事務につきましては、番号法で定められている業務、あるいは市が個人番号を利用する事業として条例で制定する業務に限られています。諮問第11号の避難行動要支援者名簿登録に関する業務につきましては、現段階では法定化されておらず、また12月議会に上程予定の三郷市個人番号の利用に関する条例案にも規定がありませんので現時点では個人番号の収集には至りませんが、今後、政策として個人番号を利用することになれば、個人番号も個人情報登録票に登載いたします。

小沢課長補佐： 個人番号の運用が始まっていない現段階では、個人番号を利用することにより事務の利便性が向上するかどうか明確でなく、個人番号の利用に関する条例において、同様の事務での個人番号の利用についての規定を設けている近隣市町村は有りませんでした。今後業務を進めるにあたり、個人

番号の必要性がありましたら、条例を制定し、運用したいと思います。

田原会長： 諮問第11号についてお聞きします。諮問第11号の変更の理由として収集する個人情報の項目を追加するとありますが、何が追加になったのでしょうか。

事務局： 傷病等の状況、治療等の状況、家族構成の3点について、電算登録する必要があるため項目の追加をしました。

田原会長： 他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。

(2) 報告事項 報告第8号から報告第14号まで事務局から概要説明

事務局： 報告第3号について2点ほど修正させていただきたいと思います。1点目は、届出書に記載されている登録の理由に、「住民票コードを送信して、地方公共団体システム機構に対し個人番号の生成要求をするため」という内容を追加することとございます。2点目は、外部結合記録票の外部結合の根拠、根拠法等の欄に番号法第8条を追加することとございます。申し訳ありませんが、以上の2点を修正させていただきたいと思います。

田原会長： 質問はございますか。無いようでしたら報告を受理することといたします。続いて事務局からの連絡事項をお願いします。

5 事務局連絡事項

(1) 三郷市個人情報保護条例の改正について

事務局： 本年10月から社会保障・税番号制度による個人番号の通知が開始され、制度の導入が本格化しているところです。制度導入に伴い、番号法は「特定個人情報」及び「情報提供等記録」についてより厳格な保護措置を講ずることとしており、地方公共団体に対し番号法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講じることを求めています。これを受けて三郷市では、平成27年9月議会に三郷市個人情報保護条例の改正案を上程し、可決されまし

た。

改正の内容といたしましては、「特定個人情報及び情報提供等記録について定義規定を設ける、特定個人情報及び情報提供等記録の利用・提供の制限をする規定を設ける」等が挙げられます。

個人番号の収集や利用については、個人情報保護審議会の審議の対象外ではありますが、市が保有する個人情報についてその収集・利用状況を正確に管理・把握するため、個人番号を利用する業務については、既存の個人情報登録票等の備考欄に「個人番号利用業務」と記載したいと考えております。

個人番号利用業務一覧表をご覧ください。三郷市の業務のうち「個人番号を利用する業務」及び「その利用の根拠となる番号法上の規定」「利用開始予定日」の一覧でございます。これらの業務の登録票等の備考欄に「個人番号利用業務」と記載することにより、事務局において、個人情報の収集・利用状況の管理・把握に努めたいと考えております。

田原会長： 個人番号の収集や利用については、個人情報保護審議会の審議の対象外とのことでしたが、これは条例の改正あるいは法律の制定によって審議対象が狭められたのでしょうか。それとも、審議対象として当てはまらない内容なのでしょうか。

事務局： 個人情報の収集については今まで通り、個人情報審議会の対象となりますが、取り扱う個人情報の中に個人番号が含まれる場合は「特定個人情報」になります。そのため、番号法の規定により通常の個人情報より一層取扱いが厳しくなります。

個人番号が含まれる個人情報、すなわち「特定個人情報」につきましては、番号法の第9条で定められている業務あるいは市で独自に個人番号を利用する事業として条例で制定する業務以外の業務には利用できなくなります。このように法定化されるため、個人情報審議会の委員の皆様にご諮問していただく余地がなくなりますが、法定化されるため一般の個人情報の取り扱いより厳しくなります。以上の理由から、個人番号の収集や利用については審議対象として当てはまらないこととなります。

(2) マイナンバー法施行に伴う基幹業務システムとインターネット閲覧環境の分離について

上野係長：平成27年6月の年金機構による大量個人情報漏えい事件の発生を受け、総務省より住民記録等の基幹業務システム閲覧環境と、インターネットを閲覧する環境の分離を求められ、平成27年10月3日の17時から分離をいたしましたので報告いたします。

田原会長：質問はございますか。

浅賀委員：兼用端末が無線LANやWi-Fiでインターネットにつながる危険性はないのでしょうか。

上野係長：庁内に配布しているパソコンは管理者権限を付与しない状態で配布しています。無線に接続することや、無線LANのアダプターにつなぐためには、情報管理部門のみ把握している管理者権限が必要になり、一般のユーザーには周知しておりませんので、そのような危険性はないです。

(3) 第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局：次回の審議会の日程ですが、平成28年1月18日月曜日午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

田原会長：皆様よろしいでしょうか。この案を了承し、今回は平成28年1月18日月曜日午前10時からといたします。

他に何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

森委員：今回委員の委嘱を受けて、初めて個人情報保護審議会に出席いたしましたが、初参加の委員に対しては、具体的な事前説明や資料が必要だと思います。事前説明や資料があると、より深い審議が可能になると思います。市長から個人情報保護審議会の委員を委嘱されたからにはお役に立ちたいという思いがありますので、今後の個人情報保護審議会については配慮いただければと思います。

事務局：ただいまご指摘いただきました件につきましては、今後改善していきたいと思っております。

事務局：皆様、お疲れさまでした。これで平成27年度第2回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

6 閉会

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	